

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
1	政策推進課	R5.4.1	貝塚市文化振興事業委託契約	芸術性の高い文化に触れる場を提供し、文化の香り高いまちづくりを進めることを目的として、文化事業の実施及び文化事業を啓発するための季刊誌の発行などを行う業務	市民文化会館の設備に精通し、また、地域の文化の特性や実態の把握が必要であり、指定管理者として市民文化会館の管理運営を行ってきた一般財団法人貝塚市文化振興事業団が唯一この条件を満たす事業者であるため。	一般財団法人貝塚市文化振興事業団	¥ 2,547,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	政策推進課	R5.4.13	貝塚市文化事業アドバイザー業務委託契約	貝塚市域で実施される貝塚市が主催又は共催する文化事業の企画に対するアドバイザー業務	地域の文化の特性や実態を把握していることが必要であり、指定管理者として市民文化会館開館の管理運営及び文化振興事業を行ってきた一般財団法人貝塚市文化振興事業団が唯一この条件を満たす事業者であるため。	一般財団法人貝塚市文化振興事業団	¥ 4,080,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	政策推進課	R5.5.31	スマートシティ事業企画等アドバイザー業務委託契約	令和4年度に策定したスマートシティ基本構想に基づき、事業企画を具体化する支援を行う業務	令和3年度に本市のスマートシティ構想アドバイザー業務において受託業者となり、スマートシティ基本構想を熟知しており、基本構想の内容を踏まえ円滑かつ適切に業務を実施できる唯一の事業者であるため。	富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部	¥ 4,950,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	政策推進課	R5.6.1	店舗誘致等観光まちづくり事業（施設運営ハード事業）	「水間門前町喫茶図書室」及び「水間門前町桜のテラス」の施設の運営管理を行うにあたり、チャレンジショップ事業を推進するための備品等を選定し整備を行う事業	本業務は、観光地域づくりを推進するための基礎となる事業であり、本市と貝塚商工会議所で本年度立ち上げた貝塚地域ブランド推進協議会が実施する事業として位置付けているため	貝塚地域ブランド推進協議会	¥ 1,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	政策推進課	R5.6.1	店舗誘致等観光まちづくり事業（運営スタッフ配置事業）	「水間門前町喫茶図書室」及び「水間門前町桜のテラス」の施設の運営管理を行うにあたり、チャレンジショップ事業を推進するためのイベントや講座の開催等を実施するためのスタッフを配置する事業	本業務は、観光地域づくりを推進するための基礎となる事業であり、本市と貝塚商工会議所で本年度立ち上げた貝塚地域ブランド推進協議会が実施する事業として位置付けているため	貝塚地域ブランド推進協議会	¥ 2,998,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
6	政策推進課	R5.6.1	店舗誘致等観光まちづくり事業（施設運営ソフト事業）	「水間門前町喫茶図書室」及び「水間門前町桜のテラス」の施設の運営管理を行うにあたり、チャレンジショップ事業を推進するためのイベントや講座の開催等を実施する。	本業務は、観光地域づくりを推進するための基礎となる事業であり、本市と貝塚商工会議所で本年度立ち上げた貝塚地域ブランド推進協議会が実施する事業として位置付けているため	貝塚地域ブランド推進協議会	¥ 2,002,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	産業戦略課	R5.6.1	貝塚市企業誘致サポート事業業務委託契約	本市への立地ニーズの把握、専門員を配置しての企業訪問等、進出企業の増加を目指すための企業誘致サポート事業の委託契約業務	当該事業者は、国の産業政策立案をサポートする他、多くの自治体で企業誘致活動を行うなど、本業務を処理する知識、経験、技術を備えた唯一の非営利団体であるため。	一般財団法人日本立地センター	¥ 7,898,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	魅力づくり推進課	R5.4.1	DAISY版広報「かいつか」発行業務委託契約	視覚障害者向けに、広報「かいつか」音声版のCDを作成し、対象者宅へ発送する業務	当該事業者は、視覚障害者用に音声データを作成する専門性を有するとともに、その対象者の変動等にも精通する唯一の団体であるため。	貝塚市視覚障害者協会	¥ 1,676,690	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	魅力づくり推進課	R5.4.3	コミュニティ推進事業委託契約	行政施策の効率的執行を図るため、市の行政情報の町会・自治会会員への周知および行政施策実施に係る協力依頼に関する業務	当該事業者は、本市の行政情報チラシ等の回覧、ポスター掲示、広報紙の配布、行政施策アンケートなど、本市行政施策執行に関わる業務であり、貝塚市内の町会・自治会長で組織している唯一の団体であるため。	貝塚市町会連合会	¥ 3,636,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	総務課	R5.4.1	例規執務サポートシステム維持業務委託契約	貝塚市例規集のデータベースを検索、閲覧、編集ができるシステムの維持業務	当該事業者は、現在導入している例規執務サポートシステムの構築・導入事業者であり、本業務を適切に行うことができる唯一の事業者である。	株式会社ぎょうせい	¥ 2,211,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	総務課	R5.4.1	可燃系一般廃棄物の処分業務委託契約	貝塚市の施設・事業所から排出される可燃系一般廃棄物の収集・運搬・処分業務	可燃系一般廃棄物の収集・運搬・処分について、市内業者のうち、廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条第1項で認可された唯一の事業者であるため。	阪南設備工業株式会社	¥ 2,280,100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
12	総務課	R5. 4. 3	法律相談業務委託契約	原則として月4回弁護士を派遣し、庁内で法律相談を実施する委託業務	専門的かつ詳細な法律知識を有する複数の弁護士の派遣が必要であり、かつ訴訟につながる案件を取り扱う相談もあることから、本市顧問弁護士である弁護士法人中央総合法律事務所に業務を委託するもの。	弁護士法人中央総合法律事務所	¥55,000（1日）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	総務課	R5. 6. 1	貝塚市新庁舎整備事業モニタリング支援業務	P F I 事業者が実施する業務が事業契約に従い適正に履行されているかを市がモニタリングする支援業務	令和4年度までの委託事業者である株式会社地域計画建築研究所は、モニタリングに関する高い知見を有するとともに、新庁舎の設計業務や建設業務、整備事業における要求水準等を熟知している唯一の事業者であるため。	株式会社地域計画建築研究所	¥ 4,609,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	人事課	R5. 4. 1	ストレスチェック業務委託契約	職員等の心理的な負担の程度を把握するための検査を行うための委託契約業務	メンタルヘルス不調による休職者に対する復職支援を委託している医療機関と連携して適切な対応ができる唯一の業者であるため。	株式会社さくらクリニック&Co.	¥ 1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	デジタル推進課	R5. 4. 1	電子計算処理業務委託契約	基幹システムにおける電子計算処理委託業務	本業務は、各種市税賦課処理に関する納税通知書等の大量印刷や紙データからの入力、加えて、封入封緘・ブックイング等を一連の流れで行い、法改正等に関連した基幹系システム改修や各帳票の様式変更も含め行う業務であり、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 38,555,555	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
16	デジタル推進課	R5. 4. 1	情報セキュリティシステム設備等保守業務委託契約	情報セキュリティシステム設備等の運用保守業務	本業務は、情報セキュリティシステム設備等の平時における定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などにおいて対応する必要があるもので、当該事業者は、情報セキュリティシステム設備の構築事業者であり、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 6,354,480	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
17	デジタル推進課	R5. 4. 1	基幹系システム設備等保守業務委託契約	基幹系システム設備等の運用保守業務	本業務は、基幹系システム設備等の平時における定期的な保守点検はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などにおいて対応する必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、それらの機器やシステムを技術的に熟知し、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 8,682,080	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
18	デジタル推進課	R5. 4. 1	基幹系システム運用サポート委託契約	基幹系システム運用サポート業務	本業務は、定期的な保守はもとより、法改正やトラブル発生時には迅速かつ的確に行う必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,315,270	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19	デジタル推進課	R5. 4. 1	基幹系システム運用サポート（共通納税・ADⅡ介護保険システム）	共通納税・ADⅡ介護保険システム運用サポート業務	本業務は、定期的な保守はもとより、法改正やトラブル発生時には迅速かつ的確に行う必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,147,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
20	デジタル推進課	R5. 4. 1	住民基本台帳ネットワークシステム設備等保守委託契約	住民基本台帳ネットワークシステム設備等保守委託業務	本業務は、定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などについて、住基ネットが全国接続されていることや基幹系システムと密接に連動している。当該事業者は本システム機器の導入事業者であり、基幹系システムのプログラム構築事業者でもあるため、それらの機器やシステムを技術的に熟知し、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 516,120	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
21	デジタル推進課	R5.4.1	住民基本台帳ネットワークシステム運用サポート委託契約	住民基本台帳ネットワークシステム運用サポート委託業務	本業務は、定期的な保守はもとより、法改正やトラブル発生時には迅速かつ的確に行う必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、そのシステム及び業務内容を熟知し、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,056,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
22	デジタル推進課	R5.4.1	情報系システム設備等保守委託契約	情報系システム設備等保守委託業務	本業務は、定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などにおいて対応する必要があるもので、当該事業者は、本市情報系イントラネットワークのシステム設備導入及び本市仕様へのカスタマイズ施行業者であるため、それらの機器やシステムを技術的に熟知しており、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,793,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
23	デジタル推進課	R5.5.1	コンピュータ資産管理システム維持管理委託契約	コンピュータ資産管理システム維持管理委託業務	本市が導入しているコンピュータ資産管理システムの保守については、製造元から大阪府域において当該事業者のみ保守を委託されており、同資産管理システムの保守を行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社大塚商会 LA関西営業部	¥ 1,006,720	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
24	デジタル推進課	R5.4.1	番号法関係運用支援業務委託契約	番号法関係運用支援業務	本業務は、平時における定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの緊急復旧などについても迅速に対応する必要があるもので、当該事業者は、本市のインターネット分離や二要素認証システムの施行業者であるため、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額（消費税込）が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
25	デジタル推進課	R5.4.1	団体内統合宛名システム運用サポート委託契約	団体内統合宛名システム運用サポート委託業務	本システムは、市の基幹系各業務システムから抽出したデータを国が設置する中間サーバーに送るための情報を作成するもので、運用にあたっては、本市の基幹系システムに精通していることが不可欠である。当該事業者は、本市の基幹系ネットワークシステム構築業者であり、それらの機器やシステムを技術的に熟知しており、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,079,760	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
26	危機管理課	R5.4.1	防犯対策業務委託契約	自衛防犯意識の高揚と、犯罪を防ぎ見逃さない地域作りを目的とする防犯対策業務と、犯罪抑止効果などを把握した上で進める防犯灯設置業務	警察を始め、地域住民、関係機関・団体等と連携協力をしながら、各種防犯活動を行っている唯一の団体であるため	貝塚市防犯協議会	¥ 5,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
27	危機管理課	R5.4.1	貝塚市防災行政無線設備点検業務委託契約	地震等の災害時に情報を素早かつ確に収集、伝達を行うシステムの保守契約業務	システムを整備した事業者であり、設備の性能を継続維持できる唯一の事業者であるため	東芝通信インフラシステムズ株式会社	¥ 3,091,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
28	ひと・ふれあいセンター	R5.4.1	地域啓発交流促進事業委託契約	地域社会全体の中で人権問題に対する理解を深める啓発活動や地域に密着した文化活動・イベント等を通して地域住民の交流を図る事業の委託契約業務	地域で培ってきた人権問題解決の活動実績や地域に密着した活動を通じたコミュニティづくり、住民の実態やニーズ等の的確な把握のノウハウ等を有する唯一の事業者であるため。	貝塚市人権協会	¥ 1,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
29	市民課	R3.12.1 (長期継続契約)	契印連動機保守委託契約	住民票等の各種証明書が複数枚にわたる場合に穿孔式契印とホッチキス綴りを同時に行うことができる契印連動機の保守業務	現在導入している契印連動機の保守が可能な唯一の事業者であるため	株式会社アクササポート	¥ 693,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
30	市民課	R5.4.1	RPA運用サポート委託契約	市民課業務の一部をシステム上で自動登録するツール（RPA）の運用サポート業務	RPAの導入業者であり、運用サポートを行うことができる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 660,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
31	市民課	R5. 4. 1	貝塚市公園墓地維持管理業務委託契約	公園墓地の墓苑区画における清掃、除草、剪定業務	公園墓地は三ヶ山町内に立地し、地域との連携の下、日常的な監視及び景観の保持、迅速な維持管理等が実施できる唯一の団体であるため。	三ヶ山町会	¥ 5,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
32	市民課	R5. 4. 1	東浄苑管理業務委託契約	東浄苑における清掃、除草業務	公園墓地は東町内に立地し、地域との連携の下、日常的な監視及び景観の保持、迅速な維持管理等が実施できる唯一の団体であるため。	東町会	¥ 571,585	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
33	市民課	R5. 4. 1	市営葬儀業務委託契約	市営葬儀に関する業務	市営葬儀業務の委託にあたり、市内に店舗を構える事業者から「厳粛かつ低廉な市営葬儀業務の執行を行うことのできる」業者の登録申請を経て指定業者を選定しているため。	㈲ギフト岡野 株式会社日本セレモニー辻 株式会社和泉セレモニーセンター 株式会社岸和田グランドホール 喜多商会 花のかね菊	¥ 3,910,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
34	市民課	R5. 4. 1	戸籍総合システム保守業務委託契約	戸籍事務業務	当該事業者は戸籍総合システムを構築した業者であり同システムの保守ができる唯一の事業者であるため	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店	¥ 3,102,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
35	市民課	R5. 4. 1	戸籍総合システムソフトウェア使用権許諾契約	戸籍事務業務	当該事業者は同システムを構築するソフトウェアの使用権の許諾ができる唯一の事業者であるため	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店	¥ 3,168,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方(商号)	契約金額(消費税込)円	適用条項
36	廃棄物対策課	R5.4.1	ペットボトルの選別及び運搬業務委託契約	ペットボトルの選別及び運搬業務	当該事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けており、かつ、この業務を履行できる施設の設備等を利用し作業できる技術を有し、業務を履行できる唯一の事業者であるため	橋本金属有限会社	単価契約 ¥68.2(1kgあたり)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
37	廃棄物対策課	R5.4.1	プラスチック製容器包装の中間処理業務の委託契約	プラスチック製容器包装の中間処理業務	当該事業者は環境省から保管施設として指定されている事業者であり、業務を履行できる唯一の事業者であるため	関西リサイクル環境事業協同組合	単価契約 ¥38.5(1kgあたり)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
38	廃棄物対策課	R5.4.1	一般廃棄物収集運搬業務の委託契約	家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ及び資源ごみの収集運搬	本業務は家庭系一般廃棄物の収集運搬を行うもので、当該事業者は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り確認書を締結した事業者であるため	辻義設備工業株式会社、阪南設備工業株式会社、株式会社コスモエンジニア	単価契約 ¥974(月額：収集1世帯あたり)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
39	福祉総務課	R5.4.1	貝塚市立東共同浴場運営業務委託契約	浴場全般の維持管理、浴場使用者の管理、使用料の清算・管理等業務	現在の東共同浴場は、昭和42年に東町会からの指定寄附を受け、その寄附金を財源に整備した経緯があり、本業務は地域との連携が不可欠である。当該団体は地域との連携の下本業務を適正に遂行できる唯一の団体であるため。	貝塚市東町会	¥ 17,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
40	福祉総務課	R5.4.1	貝塚市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託契約	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における要援護者等の見守り・発見・相談等業務	本業務は地域における要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行うためにコミュニティソーシャルワーカーを配置する事業であり、当該事業者は、各地域の実情を的確に把握し、地域の活動に深く関わる唯一の法人であるため。	社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会	¥ 15,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
41	福祉総務課	R5. 4. 1	貝塚市生活困窮者家計改善支援事業委託契約	家計収支の均衡がとれていない等の生活困窮者からの相談に応じ、自立のための専門的な助言・指導、また、一時的な生活資金貸付のあっせん等の業務	本業務は高齢者のみならず多種多様な生活困窮者の支援に精通し、生活困窮者の実情を把握したうえで支援を行えるコーディネーター及び国の貸付制度に精通している従事者を有していることが必要であり、当該事業者は低所得者・高齢者・障害者の支援のための国の制度である生活福祉資金貸付の相談・受付の窓口として実際に業務を行っている唯一の法人であるため。	社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会	¥ 3,322,950	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
42	福祉総務課	R5. 4. 1	無料法律相談業務委託契約	市民に対して無料の法律相談を実施する業務	本業務は、日常生活で起こった諸問題を法的解決に導き、市民の権利の擁護や人権の保障などに係る法律の専門分野であり、当該事業者は資格を有する弁護士を安定的かつ柔軟に派遣できる唯一の団体であるため。	大阪弁護士会	¥ 1,643,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
43	福祉総務課	R5. 6. 1	住民税非課税世帯支援給付金事業（システム対応）	住民情報システムの情報を基に非課税世帯支援給付金の事務処理を行うシステムのサポート等委託業務	本業務は、短期間で効率的に支給事務のシステム構築をする必要がある。基となる支給対象者は基幹系システムから抽出するため両システムには連携が不可欠であり、当該事業者は、基幹系システムの管理・運用事業者であって、同システムを熟知しており、短期間に本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,750,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
44	福祉総務課	R5. 6. 12	住民税非課税世帯支援給付金事業（電子計算処理）	給付金の確認書を発送するための電算処理及び封筒の印刷と内容物の封入封緘委託業務	本業務は、給付金の支給事務システムから、確認書の大量印刷や封入封緘を一連の流れで行う業務であることから、支給事務システムの管理・運用事業者である株式会社南大阪電子計算センターが本業務を実施できる唯一の事業者である。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,851,365	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
45	福祉総務課	R5.6.19	忠霊塔敷地内植木剪定等管理事業委託契約	植木剪定・草刈りだけでなく、普段からの清掃・管理。特に追悼式前の人念な清掃業務	忠霊塔は本市の戦死者や戦災死者の慰霊のための施設であり、貝塚市遺族会主催の追悼式に利用されている他、当該会員等が参拝に訪れているところである。当該業務は、施設利用者と連携の下、日常的な管理、景観の保持及び迅速な対応が求められるものであり、当該団体は適切に業務を行うことができる唯一の事業者であるため。	貝塚市遺族会	¥ 1,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
46	高齢介護課	R5.4.1	介護保険システム等電子計算処理業務委託契約	介護保険制度の賦課業務・収納業務・給付業務に関する印刷・封入等についての業務	基幹系システムを使用する業務であるため、システム構築業者以外では処理ができないため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 3,391,422	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
47	高齢介護課	R5.4.1	介護保険システム等電子計算処理業務委託契約（用紙印刷）	介護保険制度の賦課業務・収納業務・給付業務に使用する印刷物についての業務	基幹系システムを使用する業務であるため、システム構築業者以外では処理ができないため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,148,113	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
48	高齢介護課	R5.4.1	貝塚市高齢者紙おむつ支給事業委託契約	高齢者紙おむつ支給事業の発注・配達に関する業務	継続事業である紙おむつ支給事業において、4月1日から一般競争入札により今年度の委託事業者を決定するまでの期間も切れ目なく事業を実施するため、随意契約により前年度の委託事業者に事業を委託する。短期間に紙おむつの単価や注文相手が何度も変更になると、利用者の混乱を招き、利便性を損なうことから、単価や連絡体制を前年度から引き継ぐことができる前年度の委託事業者以外への委託は考えられない。	株式会社そわか21	¥ 2,578,270	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
49	高齢介護課	R5. 4. 1	貝塚市包括的支援事業等業務委託契約（山手圏域）	貝塚市地域支援事業実施要綱別表の1介護予防・日常生活支援総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業 エ 介護予防ケアマネジメント、2包括的支援事業に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める事業を実施する業務	貝塚市地域包括支援センター基準条例を満たしており、貝塚市の山手圏域で在宅介護支援センターを設置している法人のうち、受託の意向がある唯一の法人であるため。	社会福祉法人 建仁会	¥ 21,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
50	高齢介護課	R5. 4. 1	貝塚市包括的支援事業等業務委託契約（中央圏域）	貝塚市地域支援事業実施要綱別表の1介護予防・日常生活支援総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業 エ 介護予防ケアマネジメント、2包括的支援事業に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める事業を実施する業務	貝塚市地域包括支援センター基準条例を満たし、貝塚市中央圏域で在宅介護支援センターを設置している法人がなく、他圏域で設置している法人はあるが、すでに他圏域の地域包括支援センターを受託しているなか、市内に介護施設があり、隣接市で包括支援センターを委託されている唯一の法人であるため。	社会福祉法人 寺田萬寿会	¥ 21,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
51	高齢介護課	R5. 4. 1	貝塚市包括的支援事業等業務委託契約（浜手圏域）	貝塚市地域支援事業実施要綱別表の1介護予防・日常生活支援総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業 エ 介護予防ケアマネジメント、2包括的支援事業に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める事業を実施する業務	貝塚市地域包括支援センター基準条例を満たしており、貝塚市の浜手圏域で在宅介護支援センターを設置している法人であり、受託の意向がある唯一の法人であるため。	社会福祉法人 延寿会	¥ 21,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
52	高齢介護課	R5. 4. 1	貝塚市生活支援体制整備事業業務委託契約	高齢者の日常生活支援及び介護予防に係る体制整備を促進するため、生活支援・介護予防サービス協議体を運営し、生活支援コーディネーターの配置を行う業務	各地域実情を的確に把握し、地域活動に深く関わる必要があり、既にボランティアセンターを所管し、地域の方々と高い信頼関係を構築している法人は、社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会以外にない。	社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会	¥ 20,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
53	高齢介護課	R5.4.1	要介護認定調査業務委託契約	介護保険制度の要介護認定調査に関する業務	当該認定調査は、介護保険法第27条第11項の規定により、要介護認定を申請があった日から30日以内に行う必要があることから、短期間で行わなければならない。各業務委託先には介護支援専門員の人数も少なく1者で処理することが非常に困難である。そのため複数の者と単価による契約を行っておき、遅滞なく要介護認定調査を依頼するため、その性質及び目的が競争入札に適さないため。	株式会社愛和外 45 者	¥ 14,190,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
54	障害福祉課	R5.4.1	障害者虐待防止センターにおける通報等受理業務委託契約	障害者の虐待に関する通報・相談について、休日夜間時間帯において受理する。	様々な通報・相談に対応するために、障害者虐待防止法への理解、通報窓口業務委託の趣旨などの研修を全員に実施し、対応スタッフの資質の確保に努め、虐待対応についての重要な初期対応について組織体制が整っている唯一の事業者であるため。	ティーベック株式会社	¥ 849,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
55	障害福祉課	R5.4.1	基幹相談支援センター事業委託契約	障害者の相談支援、地域の相談体制の強化、精神科病院での長期在院患者や施設入所者の地域移行・地域定着の促進及び権利擁護・虐待の防止に取組む。	相談支援の専門的な知識と経験に基づいた地域の事業所の後方支援や関係機関連携体制づくりに加え、障害者を取り巻く地域課題を解決するための貝塚市障害者自立支援協議会の事務局運営などを実施できる唯一の法人であるため。	社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会	¥ 16,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
56	障害福祉課	R5.4.1	相談支援事業(知的障害者)委託契約	知的障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、障害福祉サービスの利用支援等を行う。	大阪府の障害児療育支援事業を受託しており、知的障害児の早期療育について先進的な取組みを行い、自閉症児支援センターや診療所等も包含する法人であり、知的障害者に対し継続的に支援が行える唯一の法人であるため。	社会福祉法人 三ヶ山学園	¥ 7,710,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
57	障害福祉課	R5.4.1	相談支援事業(精神障害者及び身体障害者)委託契約	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、地域活動支援センターの運営を行う。	精神科病院・障害福祉サービス事業等を実施しており、入院から社会復帰まで精神・身体障害者の支援に取組み、地域活動支援センターにおいて障害者のピアカウンセリングも実施しており、障害者を包括的に支援する唯一の法人であるため。	医療法人 河崎会	¥ 30,710,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
58	障害福祉課	R5.4.1	視覚障害者のための情報収集支援事業	点字や音声による情報を提供するとともに、視覚障害者自身がパソコン等を利用するための講習会を開催する。	視覚障害者を支援することを目的に設立されたNPO法人であり、視覚障害者に関する知識及びパソコンを利用しての情報提供のノウハウを有し、必要な技術を兼ね備えた本件業務を実施できる唯一の法人であるため。	特定非営利活動法人すばる	¥ 1,550,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
59	障害福祉課	R5.4.1	肢体不自由児者訓練事業委託契約	本業務は肢体に障害を持つ障害児者に対して機能訓練を行う。	当該事業は、専門の指導者により適切な機能訓練及び療育指導を行うために、障害児者との信頼関係が必須であり、当該団体は貝塚市内に在住する障害児者の保護者により適切に運営されている団体であり、本件業務を実施できる唯一の団体であるため。	貝塚市障害児者父母の会	¥ 960,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
60	保険年金課	R5.4.1	貝塚市国民健康保険料コンビニ収納代行業務委託契約	コンビニエンスストアやスマホアプリを利用して国民健康保険料の収納を代行する業務	当該事業者は、本契約開始まで本業務を行っており、すでに発行済みの納付書の差し替えや現行システムの改修等の手間や経費を省略できるため。	株式会社電算システム	月額基本料15,000円、手数料1件56円別途消費税	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
61	保険年金課	R5.4.1	国民健康保険料賦課計算処理業務委託契約	国民健康保険料本算定にかかる納入通知書の印字及び封入封緘業務	当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,785,960	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
62	保険年金課	R5.4.1	国民健康保険被保険者証等処理業務委託契約	国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び確定申告用納付確認書の作成及び印字業務	当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 659,567	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
63	保険年金課	R5.4.1	国民健康保険賦課徴収帳票印刷処理業務委託契約	国民健康保険被保険者証、国民健康保険料納入通知書、納付書及び各種封筒等の印刷業務	当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 3,283,555	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
64	保険年金課	R5. 4. 1	国民健康保険給付帳票印刷処理業務委託契約	高齢受給者証等給付関係帳票の印刷業務	当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 544,522	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
65	保険年金課	R5. 4. 1	人間ドック委託契約	「貝塚市国民健康保険人間ドック等検診補助事業実施要綱」に基づく人間ドック実施業務	当事業においては被保険者の利便性から幅広く事業委託しており、当該事業者は、検診費用の設定等が適正であり、国が定める診療報酬点数の基準を満たしている実施機関であるため	市立貝塚病院、医療法人 快生会 貝塚記念病院、社会医療法人 慈雲会 河崎病院、社会医療法人 生長会、社会医療法人 寿楽会 大野クリニック、社会医療法人 きつこう会 多根クリニック、医療法人 城見会 アムネオクリニック、医療法人 聖授会 総合健診センター、医療法人 聖授会 OCAT予防医療センター、エナソメディカル 鳳総合健診センター、医療法人財団 医親会 りんくうタウンクリニック、社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会 新泉南病院、医療法人 大植会 葛城病院、医療法人 徳洲会 岸和田徳洲会病院 健康管理センター、社会医療法人 大道会 帝国ホテルクリニック、マイベルクリニック心斎橋院、公立大学法人 大阪、医療法人 知音会 中之島クリニック、大阪警察病院附属人間ドッククリニック、一般財団法人 関西労働保健協会	1件当たり 26,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
66	保険年金課	R5. 4. 1	脳ドック委託契約	「貝塚市国民健康保険人間ドック等検診補助事業実施要綱」に基づく脳ドック実施業務	当事業においては被保険者の利便性から幅広く事業委託しており、当該事業者は、検診費用の設定等が適正であり、国が定める診療報酬点数の基準を満たしている実施機関であるため	市立貝塚病院、社会医療法人 慈薫会 河崎病院、医療法人 大植会 葛城病院、コナミメディカル 鳳総合健診センター、医療法人 白卯会 白井病院、社会医療法人 生長会、医療法人 森内脳神経クリニック、公立大学法人 大阪、医療法人 知音会 中之島クリニック、大阪警察病院付属人間ドッククリニック、社会医療法人 寿会 富永クリニック	1件当たり 28,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
67	保険年金課	R5. 4. 1	特定健診・保健指導システム電子計算処理業務委託契約	年度当初における特定健診受診券の作成、及び健診未受診者に対する受診勧奨通知の作成等、健診(保健指導)関連データの集約・抽出等に係る電算処理業務	当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,353,132	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
68	保険年金課	R5. 4. 1	特定健診・保健指導システムソフトウェア保守委託契約	特定健診・保健指導に関するデータの管理等を行うシステムの保守契約業務	当該事業者は特定健診・保健指導システムの開発業者であり、性能を継続維持できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 608,520	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額（消費税込）が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
69	保険年金課	R5.5.1	貝塚市国民健康保険糖尿病予備群者対策業務委託契約	専用機器やアプリ等のICTを活用した保健指導、使用する機器の管理等、糖尿病予防に特化した生活習慣改善プログラムの包括実施業務	当該事業者は保健指導対象者の血糖値・血圧・体重・体組成・活動量・食習慣等のデータを取り込む、独自開発のアプリ(エヌリス)をプログラムに導入しており、当業務をエヌリスアプリを用いて実施できる事業者は他にないため	日本生命保険相互会社ヘルスケア事業部 公益財団法人日本生命済生会 株式会社ライフケアパートナーズ	¥ 2,002,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
70	保険年金課	R5.5.1	糖尿病性腎症重症化予防事業の実施に係る委託契約	糖尿病有所見者(血糖及び腎機能ハイリスク者)に対し通院先の医療機関との連携をとりながら行う糖尿病重症化予防プログラム(保健指導)実施業務	当該事業者は、本市において継続的に本業務を行っており、令和元年度からの5ヵ年計画である本市第2期データヘルス計画に基づく継続的な事業評価を実施できる事業者であり、前年度の事業参加者へのフォローが期待でき、より質の高い市民サービスを提供できる唯一の事業者であるため。	株式会社データホライズン	¥ 2,118,446	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
71	保険年金課	R5.4.1	貝塚市後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務委託契約	コンビニエンスストアやスマホアプリを利用して後期高齢者医療保険料の収納を代行する業務	当該事業者は、本契約開始まで本業務を行っており、すでに発行済みの納付書の差し替えや現行システムの改修等の手間や経費を省略できるため。	株式会社電算システム	月額基本料15,000円、手数料1件59円 別途消費税	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
72	保険年金課	R5.4.1	後期高齢者医療制度システム等電子計算処理業務委託契約	後期高齢者医療制度の賦課及び収納業務に関する通知等の印刷や封入封緘を行う業務	当該事業者は基幹系システムの運用管理をしていることから、本業務を遂行できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,321,699	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
73	保険年金課	R5.4.1	後期高齢者医療制度システム等電子計算処理業務委託契約（用紙印刷）	後期高齢者医療制度の賦課及び収納業務に使用する用紙印刷を行う業務	当該事業者は基幹系システムの運用管理をしていることから、本業務を遂行できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 938,817	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの  
※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
74	健康推進課	R5. 4. 1	休日急患診療所受付業務	休日急患診療所の受付業務（受付・カルテ作成、自己負担金の徴収と納入等）	当該事業者は、休日急患診療所受付業務の開始時から実績があり、業務内容及び診療所内の管理面などを熟知し、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社ソラスト 大阪南支社	¥ 2,747,376	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
75	健康推進課	R5. 4. 1	休日急患診療所診療報酬明細書総括業務	診療所明細書総括業務	当該事業者は、休日急患診療所診療報酬明細書総括業務の開始時から実績があり、業務内容及び診療所内の管理面などを熟知し、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社ソラスト 大阪南支社	¥ 560,916	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
76	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度 妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査業務委託契約	母子保健法第13条に規定する妊産婦又は乳児に対する健康診査のうち、妊産婦健康診査、乳児一般健診、乳児後期健診、新生児聴覚検査の実施についての委託契約	本業務は妊産婦・乳幼児健康診査・新生児聴覚検査業務を委託するもので、当該事業者は、府内一円に会員医療機関を有し、妊産婦健康診査等において、高度な医療技術や専門知識及び高い実績を有しており、居住地以外でも受診可能な唯一の団体であるため。	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 予定価格 ¥67,262,082	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
77	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度 産後ケア事業委託契約	母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業のうち、ショートステイとデイサービスの実施についての委託契約	当該機関は、産後ケア事業において、高度な医療技術や専門知識及び実績を有しており、本業務を委託するにあたって限られた機関であるため。	医療法人 あかね・レディースクリニック 医療法人 おさきマタニティクリニック 医療法人 谷口病院 医療法人 久松マタニティークリニック 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 津田助産院 きた助産所	単価契約 予定価格 ¥2, 025, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
78	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度 貝塚市妊産婦全戸訪問等相談業務委託契約	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく利用者支援事業のうち、産前産後全戸訪問の実施についての委託契約	本業務は妊産婦全戸訪問等相談業務を委託するもので、当該事業者は、母子包括支援を推進するのに必要な支援プラン、セルフプランの作成に関するノウハウの具備等本事業に必須の条件を満たす唯一の団体であるため。	一般社団法人 大阪府助産師会	単価契約 予定価格 ¥20, 323, 548	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
79	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度 乳幼児定期予防接種委託契約	予防接種法第2条及び第5条に定める乳幼児定期予防接種の実施についての委託契約	本業務は国が示す定期接種実施要領に基づく乳幼児定期予防接種を委託するもので、当該事業者は、対象者に広く予防接種の機会を与え、適正かつ円滑な予防接種を実施できる医療機関であるため。	一般社団法人 貝塚市医師会 地方独立行政法人りんくう総合医療センター 市立貝塚病院	単価契約 予定価格 ¥165, 473, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
80	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度 乳児BCG集団接種委託契約	予防接種法第2条及び第5条に定める乳幼児定期予防接種のうち、BCG接種の集団接種実施についての委託契約	本業務はBCG予防接種を委託するもので、当該事業者は、BCG予防接種に係る集団接種の受注可能な唯一の事業者であるため。	一般財団法人 大阪府結核予防会	単価契約 予定価格 ¥3,080,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
81	健康推進課	R5. 5. 1	令和5年度 妊婦歯科健康診査業務委託契約	母子保健法第13条に規定する妊婦に対する健康診査のうち、歯周疾患検診（歯科健康診査）の実施についての委託契約	当該法人は、妊婦の歯周疾患検診業務に関する高度な医療技術や専門知識及び高い実績を有しており、市内一円に会員歯科医院が存在し、受診者の利便性をはかれる唯一の団体であるため。	一般社団法人 貝塚市歯科医師会	単価契約 予定価格 ¥571,340	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
82	健康推進課	R5. 5. 1	成人歯科健康診査業務委託契約	成人における歯科健康診査の実施	当該事業者は、業務を実施するうえでの、高度な歯科医療や技術及び専門知識、実績を有しており、また受診者の利便性より市内一円の歯科医院を会員として有する唯一の機関であるため。	一般社団法人 貝塚市歯科医師会	単価契約 予定価格 ¥1,020,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
83	健康推進課	R5. 4. 1	各種検診に係る個別検診業務委託契約	肺がん・結核検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の実施	当該事業者は、国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施でき、市民に広く受診機会を提供できる体制を有し、がんの早期発見及び早期治療や結核の早期発見につなげることができる唯一の機関であるため。	一般社団法人 貝塚市医師会 市立貝塚病院	単価契約 予定価格 ¥50,918,654	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
84	健康推進課	R5. 4. 1	健診業務委託契約	ハツラツ健診、さわやか健診、訪問健康診査の実施	業務を実施するにあたり、高度な医療技術及び専門知識、精度管理・実績を有することが不可欠で、当該事業者はそのような実績を有する唯一の機関であるため	一般社団法人 貝塚市医師会 市立貝塚病院	単価契約 予定価格 ¥1,096,312	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
85	健康推進課	R5. 4. 1	風しんワクチン等接種費用助成事業委託契約	風しんワクチン等接種費用助成事業の実施	予防接種において本市と随意契約を締結しており、本事業は、予防接種に基づいて行われる費用助成に関する契約であるため	一般社団法人 貝塚市医師会 市立貝塚病院 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	単価契約 予定価格 ¥1, 061, 025	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
86	健康推進課	R5. 4. 1	検診業務委託契約	肝炎ウイルス検診の実施	業務を実施するにあたり、高度な医療技術及び専門知識、精度管理・実績を有することが不可欠で、当該事業者はそのような実績を有する唯一の機関であるため	一般社団法人 貝塚市医師会 市立貝塚病院	単価契約 予定価格 ¥572, 108	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
87	健康推進課	R5. 4. 1	肺がん・結核・乳がん検診及び子宮がん(日曜)検診に係る集団検診業務委託契約	肺がん・結核検診、乳がん検診、子宮がん検診の集団検診の実施	本業務は肺がん・結核・乳がん検診及び子宮がん検診を委託するもので、国が定める要精検率の許容値に準拠して、受診率向上のために胃がん・大腸がんの集団検診、日曜実施の子宮がん集団検診等複数のがん検診を実施できる唯一の医療機関であるため。	一般財団法人 大阪府結核予防会	単価契約 予定価格 ¥13, 114, 200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
88	健康推進課	R5. 4. 3	骨粗しょう症検診委託契約	骨粗しょう症検診の実施	業務を実施するにあたり、高度な医療技術及び専門知識、精度管理・実績を有することが不可欠であり、また市民が受診しやすいように他がん検診等同日実施の日程を必要日数確保可能な唯一の事業者であるため。	一般財団法人 大阪府結核予防会	単価契約 予定価格 ¥990, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
89	健康推進課	R5. 4. 1	胃がん・大腸がん検診及び子宮がん(平日)検診に係る集団検診業務委託契約	胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診の集団検診の実施	本業務は胃がん・大腸がん検診及び子宮がんを委託するもので、国が定める要精検率の許容値に準拠して、受診率向上のために胃がん・大腸がんの集団検診、平日実施の子宮がん集団検診等複数のがん検診を実施できる唯一の医療機関であるため。	公益財団法人 大阪府保健医療財団	単価契約 予定価格 ¥16, 132, 620	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
90	健康推進課	R5. 4. 1	高齢者肺炎球菌予防接種業務委託契約	高齢者肺炎球菌予防接種の実施	当該事業者は、市内一円に医療機関を有しており、被接種者の利便の向上を図り、効率的な予防接種の実施が可能な唯一の機関であるため。	一般社団法人 貝塚市医師会	単価契約 予定価格 ¥7,182,450	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
91	健康推進課	R5. 4. 1	乳がん検診委託契約	乳がん検診の実施	本業務は乳がん検診を委託するもので、対象者に広く受診機会を与えるため、居住地以外の市町村においても検診を受診できるようにする必要があることから、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として、国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施できる隣接する市町の医療機関に委託するため。	医療法人乳腺ケア泉州クリニック 岸和田徳洲会病院	単価契約 予定価格 ¥3,800,730	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
92	健康推進課	R5. 4. 1	子宮がん検診委託契約	子宮がん検診の実施	国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施できる隣接する市町の医療機関のうち、本市と契約を締結できる医療機関であるため。	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	単価契約 予定価格 ¥2,999,838	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
93	健康推進課	R5. 4. 1	子宮がん検診委託契約	子宮がん検診の実施	国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施できる隣接する市町の医療機関のうち、本市と契約を締結できる医療機関であるため。	一般社団法人 岸和田市医師会	単価契約 予定価格 ¥718,068	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
94	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業業務委託契約	乳がん検診、子宮がん検診の無料クーポン券の作成業務	本業務の実施にあたっては、市民検(健)診の結果などを管理する健康管理システムと密接不可分の関係にあり、既設の保守事業者以外のものに履行させた場合、システムに不具合が生じた際、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。	株式会社 南大阪電子計算センター	単価契約 予定価格 ¥756,580	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
95	健康推進課	R5. 4. 1	令和5年度風しん第5期定期接種事業業務委託契約	風しん第5期定期予防接種におけるクーポン券の作成業務	本業務の実施にあたっては、市民検(健)診の結果などを管理する健康管理システムと密接不可分の関係にあり、既設の保守事業者以外のもに履行させた場合、システムに不具合が生じた際、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。	株式会社 南大阪電子計算センター	単価契約 予定価格 ¥1,094,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
96	健康推進課	R5. 4. 1	健康管理システム利用契約	健康管理システムのクラウド利用、システム保守業務	システム構築に際し、住民基本台帳ADIIのデータが必要であり、そのデータ管理を行っている唯一の業者であるため。	株式会社 南大阪電子計算センター	¥ 2,294,160	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
97	健康推進課	R5. 4. 1	MAS予約サービス利用契約	がん検診等のインターネット予約業務	インターネット予約の試行運用を実施し、その結果を検証のうえ、市民の利便性の向上に大いに寄与するものであると判断し、本格導入を実施。適正な運用を継続してきたところであり、本システムの開発、運用業者であるため。	マーズ株式会社	¥ 880,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
98	子育て支援課	R5. 4. 1	貝塚市地域子育て支援センター事業委託契約(浜手地区)	児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業	本事業は、地域の子育て世帯に対する子育て支援を行うものであり、本市生活圏域である3地区(浜手、中央、山手)で実施するものである。本事業者は、浜手地区で唯一、事業の実施に必要な国の要件を満たしている法人であるため。	社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会	¥ 11,704,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
99	子育て支援課	R5. 4. 1	貝塚市ファミリーサポートセンター事業委託契約	児童福祉法第6条の3第14項に規定される子育て援助活動支援事業	本事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者とのマッチングに関する調整を行う事業であり、地域の実情を的確に把握できるコーディネーターを有しているのは、本法人しかいないため。	社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会	¥ 4,360,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
100	子育て支援課	R5. 4. 1	貝塚市一時預かり事業委託契約	児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業	本事業は、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対して、一時的に預かり、保護を図るものであり、本事業者は、本市で唯一、事業の実施に必要な国の要件を満たしている法人であるため。	社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会	¥ 2,907,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
101	子育て支援課	R5. 4. 1	貝塚市地域子育て支援センター事業委託契約（中央地区）	児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業	本事業は、地域の子育て世帯に対する子育て支援を行うものであり、本市生活圏域である3地区（浜手、中央、山手）で実施するものである。本事業者は、中央地区で唯一、事業の実施に必要な国の要件を満たしている法人であるため。	社会福祉法人貝塚南保育園	¥ 8,398,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
102	子育て支援課	R5. 4. 1	貝塚市病児・病後児保育事業委託契約	児童福祉法第6条の3第13項に規定される病児保育事業	本事業は、病気の完治に至らないため保育所等に登園できない児童を保育するものである。本事業者は、職員の配置、保育スペースの確保、医療機関との連携など事業の実施に必要な国の要件を満たす本市で唯一の事業者であるため。	川崎こどもクリニック	¥ 12,031,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
103	道路整備課	R5. 4. 27	東貝塚駅前広場修正設計業務委託	東貝塚駅前広場に設置するシェルターの形状変更に伴う修正設計業務	当事業者は、実施設計業務を履行していることから、前回設計委託時の設計・測量結果を活用することができる唯一の事業者であるため。	全日本コンサルタント株式会社	¥ 2,989,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
104	道路整備課	R5. 4. 27	東貝塚駅前駐輪場施設設計業務委託	駐輪場施設設置に伴う設計業務	公益社団法人自転車駐車場センターが駐車場の管理・運営を行うため、当事業者は、整備センターの運営・仕様を活用して業務ができる唯一の事業者であるため。	株式会社杉原設計事務所大阪事務所	¥ 990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
105	道路整備課	R5.5.1	市道脇浜二色線道路調査業務委託	市道脇浜二色線の渋滞緩和を目的とした車線増設工事における従前の交通状況に対する工事後の交通状況を把握するための道路調査業務委託	当該事業者は令和4年度市道脇浜二色線道路設計委託における測量設計業務および交通量調査業務を行っており、本業務の遂行に必要な固有の情報、知識等について精通している唯一の事業者であるため	株式会社共和技術研究所	¥ 990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
106	道路整備課	R5.5.25	東貝塚駅前広場上屋建築確認申請業務委託	東貝塚駅前広場のシェルター設置に伴う建築確認申請業務	当事業者は実施設計業務を履行し、設計と条件、構造等、本業務の遂行に必要な固有の情報を熟知している唯一の事業者であるため	全日本コンサルタント株式会社	¥ 2,950,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
107	用地課	R5.6.29	ファイルサーバー更新賃貸借契約	課内ファイルサーバーの更新に伴う賃貸借契約業務	当該事業者は、本市情報系ネットワーク及びセキュリティ対策システムの構築業者であり、様々な貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を構築したうえで本機器を調達できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,019,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
108	公園緑地課	R5.4.1	ドローン・クリケットフィールド薬剤散布業務	市立ドローン・クリケットフィールドの薬剤散布業務	当該事業者は本フィールドの定期診断を行っており、病害虫の発生状況や肥料要素の欠乏、灌水具合など、生育状況を把握している。芝生の薬剤散布には生育状況に合わせ、複数の薬剤調合や散布時期など経験や知識が必要であり、最も的確にその業務を行える唯一の事業者であるため。	日産緑化株式会社大阪支店	¥ 872,300	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
109	公園緑地課	R5.4.1	東山町内公園・緑地樹木維持管理業務	東山町内公園・緑地樹木の維持管理業務	当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。	貝塚市造園業協同組合	¥ 1,943,770	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
110	公園緑地課	R5. 4. 1	二色緑地樹木薬剤散布業務	二色緑地樹木の薬剤散布業務	当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。	貝塚市造園業協同組合	¥ 2,863,689	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
111	公園緑地課	R5. 4. 1	公園・緑地樹木維持管理業務	公園・緑地の樹木維持管理業務	当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。	貝塚市造園業協同組合	¥ 1,347,613	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
112	公園緑地課	R5. 4. 1	公園・緑地樹木剪定及び撤去業務	公園・緑地の樹木剪定及び撤去業務	当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。	貝塚市造園業協同組合	¥ 2,497,825	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
113	公園緑地課	R5. 4. 1	市民庭園樹木維持管理業務	市民庭園の樹木維持管理業務	当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。	貝塚市造園業協同組合	¥ 2,794,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
114	公園緑地課	R5. 4. 1	都市公園樹木維持管理業務	都市公園の樹木維持管理業務	当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。	貝塚市造園業協同組合	¥ 2,882,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
115	上下水道営業課	R5. 4. 1	水道料金計算電算処理業務（用紙印刷）	水道料金の調定及び徴収事務のうち、使用水量のお知らせ等により需要家に対して利用状況や徴収料金などを通知するために必要な用紙印刷全般に関する委託契約業務	当該事業者は水道料金システムを構築した業者であり性能を継続維持できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,601,930	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
116	上下水道営業課	R5. 4. 1	上下水道料金システム口座振替データ伝送業務	NTT西日本より提供されているISDN回線の「デジタル通信モード」のサービス終了に伴い、口座振替業務について、新たな後継サービスに対応した方式でデータを伝送する委託契約業務	当該事業者は水道料金システムを構築した業者であり性能を継続維持できる唯一の事業者であるため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,834,800	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
117	水道管理課	R5. 4. 1	貝塚市上水道施設管理システムソフトウェア保守業務	貝塚市上水道施設管理システムソフトウェア保守業務	貝塚市上水道施設管理システムに係る保守業務であり、同システムを構築したフジ地中情報㈱でなければライセンス管理上難しいもので、かつ、不具合が生じた時、責任の所在が明確となるため。	フジ地中情報株式会社大阪支店	¥ 880,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
118	水道管理課	R5. 4. 10	検定満期取替における遠隔量水器(入替分)	検定満期による遠隔量水器取替業務	集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。	株式会社寺本	¥ 14,845,622	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
119	水道管理課	R5. 4. 10	遠隔量水器検定満期取替業務	検定満期による遠隔量水器取替業務	集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。	株式会社寺本	¥ 1,078,220	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
120	水道管理課	R5. 4. 10	検定満期取替における遠隔量水器(入替分)	検定満期による遠隔量水器取替業務	集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。	アズビル金門株式会社大阪支店	¥ 10,410,950	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
121	水道管理課	R5. 4. 10	遠隔量水器検定満期取替業務	検定満期による遠隔量水器取替業務	集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。	アズビル金門株式会社大阪支店	¥ 821,700	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
122	水道管理課	R5. 4. 10	検定満期取替における遠隔量水器(入替分)	検定満期による遠隔量水器取替業務	集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。	東洋計器株式会社大阪支店	¥ 1,957,450	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
123	水道管理課	R5. 4. 10	検定満期取替における電子量水器(入替分)	検定満期による電子量水器取替業務	集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。	アズビル金門株式会社大阪支店	¥ 1,806,200	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
124	水道管理課	R5. 6. 5	貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務	貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務	貝塚市上水道施設管理システムに係るデータ補正業務であり、同システムを構築したフジ地中情報㈱でなければライセンス管理上難しいもので、かつ、不具合が生じた時、責任の所在が明確となるため。	フジ地中情報株式会社大阪支店	¥ 1,705,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
125	水道管理課	R5. 6. 29	橋本1号線外1線配水管移設工事設計業務（橋本第6工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、試掘、設計等を実施させており、従前業務の成果を活用することで改めて現地調査等の実施が不要となり、通常より短い工期かつ低廉な経費で施行可能なため	リジナル設計株式会社 大阪事務所	¥ 3,190,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
126	水道管理課	R5. 6. 29	堤3号線外2線配水管移設工事設計業務（堤第4工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、試掘、設計等を実施させており、従前業務の成果を活用することで改めて現地調査等の実施が不要となり、通常より短い工期かつ低廉な経費で施行可能なため	株式会社 極東技工コンサルタント	¥ 3,190,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
127	水道管理課	R5. 6. 30	王子2号線外2線配水管移設工事設計業務（王子窪田処理分区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、試掘、設計等を実施させており、従前業務の成果を活用することで改めて現地調査等の実施が不要となり、通常より短い工期かつ低廉な経費で施行可能なため	株式会社 西日本設計	¥ 3,388,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
128	水道管理課	R5. 6. 30	王子4号線配水管移設工事設計業務（王子窪田第42工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、試掘、設計等を実施させており、従前業務の成果を活用することで改めて現地調査等の実施が不要となり、通常より短い工期かつ低廉な経費で施行可能なため	株式会社 日建技術コンサルタント	¥ 3,190,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
129	浄水課	R5.4.1	電気設備保安管理業務	津田浄水場・三ツ松受水場・三ヶ山配水場・木積中継ポンプ場の電気設備保安管理業務	当該事業者は、24時間緊急体制をとり、各施設に最も早く駆けつけることができ、電気事業法に基づく主任技術者も代行しており、関西電力との連携も強く、迅速且つ効率的に対応できる唯一の事業者であるため	一般財団法人 関西電気保安協会 貝塚営業所	¥ 1,489,356	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
130	浄水課	R5.4.1	産業廃棄物埋立処分委託（ろ過砂）	津田浄水場から搬出する、ろ過砂の最終埋立処分	貝塚市も当該事業者の出資団体であり、近隣市町村において、最終処分地として可能な唯一の事業者であるため	大阪湾広域臨海環境整備センター	¥11,110 (1tあたり) ※年間50t予定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
131	浄水課	R5.4.1	産業廃棄物埋立処分委託（脱水汚泥）	津田浄水場から搬出する、脱水汚泥の最終埋立処分	貝塚市も当該事業者の出資団体であり、近隣市町村において、最終処分地として可能な唯一の事業者であるため	大阪湾広域臨海環境整備センター	¥11,110 (1tあたり) ※年間70t予定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
132	下水道推進課	R5.4.1	設備台帳システム年間保守業務	最新バージョン版の無償提供、データバックアップ、データ保管、電話対応、システム環境確認及び分析を行うシステムの保守契約業務	設備台帳システムソフトウェアに係る保守契約であり、システムの安全・円滑な運用をするには、同ソフトウェアの開発者と保守委託契約を締結する必要があるため。	株式会社日水コン 大阪支所	¥ 693,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
133	下水道推進課	R5.4.1	下水道台帳管理システムソフトウェア保守委託業務	問合せ対応、障害対応、安定運用、データ管理を行うシステムの保守契約業務	下水道台帳管理システムソフトウェアに係る保守契約であり、システムの安全・円滑な運用をするには、同ソフトウェアの開発者と保守委託契約を締結する必要があるため。	国際航業株式会社 大阪支店	¥ 552,200	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
134	下水道推進課	R5.4.3	二色の浜雨水ポンプ場の浚渫業務委託	二色の浜雨水ポンプ場の沈砂池及びポンプ等の貯槽浚渫、汚泥処分業務	堆積した土砂を特殊強力吸引車にて浚渫し、産業廃棄物として適正な処分を行う特殊業務であり、この業務を行うことのできる市内で唯一の浚渫業者であるため。	辻義設備工業株式会社	単価契約 ¥ 627,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
135	下水道推進課	R5. 4. 3	ポンプ場の浚渫業務委託	北境川ポンプ場及び阪南3区ポンプ場外の沈砂池及びポンプ等貯槽浚渫、汚泥処分業務	堆積した土砂を特殊強力吸引車にて浚渫し、産業廃棄物として適正な処分を行う特殊業務であり、この業務を行うことのできる市内で唯一の浚渫業者であるため。	辻義設備工業株式会社	単価契約 ¥ 627,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
136	下水道推進課	R5. 4. 3	二色の浜雨水ポンプ場外3水中ポンプ点検整備業務委託	二色の浜雨水ポンプ場、見落川雨水ポンプ場、三味川雨水ポンプ場、大北ポンプ場の水中ポンプの点検整備報告業務	水中ポンプの点検・整備を行うため、メーカー以外のものに履行させた場合、既設部分等に不具合が生じたときに責任の所在が不明確になる恐れがあるため。	新明和アクアテックサービス株式会社 関西センター	¥ 525,800	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
137	下水道推進課	R5. 4. 3	北境川ポンプ場外4水中ポンプ点検整備業務委託	北境川ポンプ場、阪南3区ポンプ場、脇浜ポンプ場、難波川ポンプ場、吉原川ポンプ場の水中ポンプの点検整備報告業務	水中ポンプの点検・整備を行うため、メーカー以外のものに履行させた場合、既設部分等に不具合が生じたときに責任の所在が不明確になる恐れがあるため。	新明和アクアテックサービス株式会社 関西センター	¥ 897,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
138	下水道推進課	R5. 4. 3	貝塚市事業場排水規制等支援業務委託	事業場排水の採水水質検査と違反事業場に対する立入・指導、届出書の確認・審査、下水道法及び関係法令に基づく水質規制に関する支援業務	化学の専門員が常駐し大阪府内の22市町村と同様の委託契約を締結し、左記業務の補助を行っており、本業務を適切に履行できる唯一の法人であるため。	一般財団法人 都市技術センター	¥ 2,098,800	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
139	下水道推進課	R5. 4. 11	森三ツ松処理分区設計業務委託その8	管渠実施設計委託（詳細設計） 1式 設計業務 1式	他企業埋設管の仮移設位置・復元位置を検討すると早急に既存雨水排水管の布設替え及び下水道本管布設法線の変更設計をする必要が生じ、当該業者は前回の委託業者であり、現地調査等を省略できるため。	株式会社エフウォーターマネジメント大阪事務所	¥ 957,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
140	下水道推進課	R5. 4. 21	貝塚市公共下水道区画割施設平面図等修正業務委託	区画割施設平面図等修正業務委託 平面図修正 流量計算書修正	本業務は、貝塚市公共下水道の区画割施設平面図等を修正するもので、令和4年度貝塚市公共下水道事業計画等変更図書作成業務委託と密接不可分の関係にあり、既存部分の同一委託業者以外のものに履行させた場合、責任の所在が不明確になるため。	オリジナル設計株式会社大阪事務所	¥ 1,507,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
141	下水道推進課	R5.5.1	貝塚市公共下水道施設再構築基本設計（ストックマネジメント実施計画）に係る技術的援助委託に関する協定	ストックマネジメント実施計画（調査）一式 ストックマネジメント実施計画（計画策定）一式	本業務は本市の下水道施設全般の改築更新等の計画を作成する業務であり、当該団体は、日本下水道事業団法第26条第1項第6号に規定されている、本業務を適切に履行できる唯一の法人であるため。	地方共同法人日本下水道事業団	¥ 21,000,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
142	下水道推進課	R5.6.12	半田処理分区設計業務その9業務委託	管渠実施設計（詳細設計）L=60.6m 開削工法（内径1200mm未満）L=25.0m 推進工法（刃口、小口径）L=35.6m	本業務は、半田処理分区設計業務委託その8の業務範囲内であるが将来流入を検討した結果、推進工が必要となった。 当該業者は前回の委託業者であり、現場踏査や設計業務の経費を省くことができるため。	株式会社大建技術コンサルタント	¥ 2,640,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
143	議会事務局	R5.4.1	議会会議録の音声データからの反訳契約	議会会議録の音声データからの反訳業務	速記法に基づく専門業者でなくてはならない。また、現在導入している会議録検索システムを履行している業者でなければ、データの互換性や安定的な運用・保守及び各機能の維持を行えないため。	株式会社 会議録研究所	¥ 1,683,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
144	議会事務局	R5.4.1	議会会議録検索システム運用業務および映像配信業務委託契約	議会会議録検索システム運用業務および映像配信業務	現在導入している会議録検索システムは当該業者によって開発されており、本システムの設計製作を行った契約の相手方でなければ、サーバーに蓄積されたデータの保守や安定的な運用及び各機能の維持管理を行えないため。	株式会社 会議録研究所	¥ 1,056,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
145	選挙管理委員会事務局	R5.4.1	選挙システム保守・立会等サポート委託契約	令和5年4月9日執行 大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙における選挙システム保守・立会等サポート委託業務	当該事業者は、本市の住民情報基幹系システム及び期日前投票システムを構築した事業者であり、当日投票所用選挙システムとの連携及び維持管理を行える唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 880,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
146	選挙管理委員会事務局	R5. 4. 1	電子計算処理業務委託契約	令和5年4月23日執行 貝塚市議会議員一般選挙における電子計算処理委託業務	当該事業者は、本市の住民情報基幹系システム及び期日前投票システムを構築した事業者であり、電算処理業務の遂行にあたり同システムとの連携が不可欠であり、維持管理を行える唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,340,472	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
147	選挙管理委員会事務局	R5. 4. 1	選挙システム保守・立会等サポート委託契約	令和5年4月23日執行 貝塚市議会議員一般選挙における選挙システム保守・立会等サポート委託業務	当該事業者は、本市の住民情報基幹系システム及び期日前投票システムを構築した事業者であり、当日投票所用選挙システムとの連携及び維持管理を行える唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 660,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
148	教育総務課	R5. 4. 1	貝塚市立小学校GHP保守契約	小学校ガス空調設備の保守点検契約業務	当該事業者は小学校空調設置後からガス空調の保守業務を行っている。都市ガスを使用していることから、当該保守点検業務を安全かつ適正に進めることができる唯一の事業者であるため。	大阪瓦斯株式会社	¥ 2,608,540	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
149	教育総務課	R5. 4. 1	南小学校浄化槽維持管理業務	南小学校の浄化槽維持管理業務	南小学校は、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれていることから、当該事業者は本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	辻義設備工業株式会社	¥ 1,518,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
150	教育総務課	R5. 4. 1	葛城小学校浄化槽維持管理業務	葛城小学校の浄化槽維持管理業務	葛城小学校は、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれていることから、当該事業者は本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	辻義設備工業株式会社	¥ 1,254,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額（消費税込）が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
151	教育総務課	R5. 4. 1	第四中学校浄化槽維持管理業務	第四中学校の浄化槽維持管理業務	第四中学校は、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれていることから、当該事業者は本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	辻義設備工業株式会社	¥ 1,518,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
152	教育総務課	R5. 4. 1	貝塚市立木島小学校樹木剪定業務	木島小学校の樹木剪定業務	本業務は、樹木の特性を理解し、現地の状況に応じて作業することが求められる。当該事業者は市内の造園業者で設立した法人であり、専門的知識を持った技術者を安定して派遣できる唯一の事業者であるため。	貝塚市造園業協同組合	¥ 613,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
153	教育総務課	R5. 4. 1	西小学校昇降機保守点検業務	西小学校昇降機の保守点検業務	当該事業所は西小学校の昇降機の納入・設置業者であり、この機器の保守業務について、他業者に履行させた場合、昇降機に不具合が生じたとき、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じる恐れがあるため。	フジテック株式会社 近畿統括本部	¥ 522,720	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
154	教育総務課	R5. 4. 1	東山小学校昇降機保守点検業務	東山小学校昇降機の保守点検業務	当該事業所は東山小学校の昇降機の納入・設置業者であり、この機器の保守業務について、他業者に履行させた場合、昇降機に不具合が生じたとき、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じる恐れがあるため。	フジテック株式会社 近畿統括本部	¥ 522,720	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
155	学校教育課	R5. 4. 1	スクールバス運行委託契約	蕎原・畑・大川・柵谷地区の園児児童生徒の通園通学の為に安全かつ定時にスクールバスを運行する業務	当該事業者は、同区間でバスの運行を行っている唯一の公共交通機関であり、当該道路状況に精通し、かつ、常時代替車両・運転手を有する唯一の事業者であるため。	水間鉄道株式会社	¥ 10,109,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
156	学校教育課	R5.6.5	二色小・五中義務教育学校ネットワーク構築業務委託契約	二色小学校及び第五中学校について、令和6年度の義務教育学校開校にあたりパソコン・タブレット等のネットワークを構築する業務	当該事業者は、市立小学校・中学校等のネットワークを構築した業者であり、当該業者以外の者に履行させた場合、既設部分に不具合が生じた際に責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため。	日本電通株式会社	¥ 2,970,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
157	学校教育課	R5.4.1	貝塚市立学校園教育振興事業委託契約	市内の学校園教育振興事業「科学作品展」「英語暗唱大会」「なかよし行事」「子どものつどい」「スポーツ交流会」「書写作品展」を運営する業務	当該事業者は、本市幼小中学校の教職員で構成されており、本市の状況及び内容を熟知しているため、学校における指導技術の向上及び学習指導充実をねらいとしている本事業を遂行できる唯一の団体であるため。	貝塚市教育振興会	¥ 900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
158	社会教育課	R5.4.1	貝塚市歴史展示館管理委託契約	歴史展示館の管理や受付及び来館者への展示資料の説明業務	歴史展示館(国登録文化財)の適切な管理には、歴史的建造物の理解に加え、来館者の説明に不可欠な貝塚市の歴史・文化を熟知している必要がある。当該事業者はこれらのスキルを有する業務を履行できる唯一の団体であるため。	貝塚観光ボランティアガイド協会	¥ 900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
159	スポーツ振興課	R5.4.1	貝塚市民スポーツ大会委託契約	市におけるスポーツの振興及び健康増進を図るにあたり、市教委が企画する各種市民スポーツ大会を効果的に実施するため、その大会運営について委託するもの。	貝塚市スポーツ協会は、市内22の競技団体を統括する組織である。その各競技団体は、独自の大会を開催するなど、大会運営において高い運営能力を有する。また、市域のスポーツ振興に多年に亘り貢献するなど、市民大会の目的を達成する上で適切な唯一の団体であるため。	貝塚市スポーツ協会	¥ 5,407,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
160	スポーツ振興課	R5.6.13	貝塚市子ども卓球教室事業委託契約	「卓球を通じたまちづくり」の推進にあたり、その取り組みの一環として行う「子ども卓球教室」をより効果的に運営するため委託するもの。	令和2年度に「卓球を通じたまちづくりに関する連携協定」を(一社)卓球ジュニアサポートジャパンと本市が締結している。同法人は、市内を活動拠点とするジュニアアシスト卓球アカデミーを運営しており、国内においても有数の卓球の指導力を有する。連携協定の一環として行う本事業の目的を達成する上で適切な唯一の法人であるため。	一般社団法人卓球ジュニアサポートジャパン	¥ 1,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和5年4月1日～令和5年6月30日契約分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
161	図書館	R5. 4. 1	貝塚市民図書館図書購入基本契約	図書館の図書購入に関する包括的な契約	本業務は、購入した図書が、すぐに貸出できるように透明フィルムの貼付、図書原簿、バーコードラベル等が付された状態での納品が必要である。書店業組合は、上記のサービスを行っている市内で唯一の事業者であるため。	貝塚市書店業協同組合	¥ 9,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
162	消防本部警備課	R5. 4. 1	高機能消防指令センター保守管理業務委託契約	緊急通報等から災害発生場所の特定、出動指令に至る一連作業をなす機器の保守契約	本業務は専門性の高い高機能消防指令センターを24時間365日保守対応するもので、システム構築をしたエクシオグループ関西支店が保守できる唯一の事業者であるため。	エクシオグループ株式会社関西支店	¥ 11,275,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
163	消防本部警備課	R5. 4. 1	消防救急デジタル無線保守管理業務委託契約	消防救急デジタル無線基地局の保守契約	業務は特殊機器である消防救急デジタル無線基地局を24時間365日保守対応するもので、本機器を構築したエクシオグループ関西支店が唯一保守できる事業者であるため	エクシオグループ株式会社関西支店	¥ 8,195,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号